

京都市立芸術大学附属図書館運営委員会規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成28年10月4日一部改正)

(趣旨)

第1条 京都市立芸術大学附属図書館規程第4条第3項の規定に基づいて、この規程を定める。

(組織)

第2条 京都市立芸術大学附属図書館運営委員会（以下「委員会」という。）は、附属図書館長（以下「館長」という。）及び次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 美術学部の専任教員から選出された者3人
- (2) 音楽学部の専任教員から選出された者3人
- (3) 日本伝統音楽研究センターの専任教員から選出された者1人
- (4) 連携推進課長

(委嘱)

第3条 前条第1号から第3号の委員は、館長の申出に基づいて、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 第2条第1号から第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(召集及び議長)

第5条 館長は、委員会を召集し、会議の議長となる。

(審議事項)

第6条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 附属図書館の管理運営に関する事項
- (2) 図書収集に関する事項
- (3) その他館長が必要と認めた事項

(会議)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決する。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長が必要と認めた場合は、委員以外の者にも出席を求め、意見をきくことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、連携推進課が担当する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月4日から施行する。